

生 活

■ハチの巣にご注意を

自宅に蜂の巣ができてしまったら、蜂の巣がスズメバチのものであった場合や、巣が大きくなってしまっている場合、自力の駆除は避けてください。特にスズメバチは非常に危険です。

このような巣を発見したら、速やかに町民課生活環境係にご連絡ください。担当職員が駆除に伺います。

【お問い合わせ先】

町民課生活環境係 (☎2-2453)

■タクシー料金助成券の交付について

交付対象者の方には、申請書類を送付していますが、まだ手続きが済んでいない方がおります。

早期に保健福祉課福祉係窓口で交付手続きを行ってください。

申請書を紛失していても窓口で発行いたします。

▶手続きに必要なもの

- ・印かん ・申請書
- ・障がい者の方は身体障がい者手帳または療育手帳

【申請・お問い合わせ先】

保健福祉課福祉係

(☎2-2454)

■お墓はきれいに！

供え物は、必ずご自身でお持ち帰りください。

また、施設内にはゴミ箱等を設置しておりませんので、ゴミは必ずお持ち帰り願います。

きれいな環境づくりにご協力お願いします。



【お問い合わせ先】

町民課生活環境係

(☎2-2453)

■統計調査へのご理解 ご協力をお願い

令和元年10月～11月の期間中に新開・富野・高砂地区の一部を対象に全国家計構造調査を実施します。

8月より統計調査員が訪問し調査世帯の確認や調査書類の配布を行いますので、対象となった世帯の方はご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】

まちづくり推進課 (☎2-2450)

■函館弁護士会無料法律相談

函館弁護士会では、八雲町で法律相談を行っています。

予約制・先着順なので事前に函館弁護士会までご連絡ください。

▶日時 8月9日(金)・23日(金)
13:00～16:00(各相談時間30分)

▶場所 はぴあ八雲

【お問い合わせ先】

函館弁護士会

(☎0138-41-0232)

求 人

■臨時保育士募集及び臨時調理員募集

町では、町立さかえ保育所で保育に従事する臨時保育士及び調理に従事する臨時調理員を随時募集しています。

応募される方は、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ・申込先】

町立さかえ保育所 (☎2-4006)

■臨時栄養士募集

町では、役場庁舎で栄養業務に従事する臨時栄養士を募集します。

応募される方は、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ・申込先】

長万部町役場 総務課総務係

(☎01377-2-2451)

お 礼

■寄附

次の方々より、寄付がありました。
紙上をかりて厚くお礼申し上げます。
(敬称略)

◆長万部町社会福祉協議会へ

・神野 澄子(温泉町) 50,000円
〈香典返しに替えて〉

・匿名(平里) 2,000円
〈社会福祉資金に〉

・大越 良幸(新潟県) 20,000円
〈香典返しに替えて〉

・三浦 祐真(元町) 100,000円
〈香典返しに替えて〉

・橋川ミサ子(陣屋町) 50,000円
〈香典返しに替えて〉

・川瀬 京子(栄原) 30,000円
〈香典返しに替えて〉

・匿名(平里) 2,000円
〈社会福祉資金に〉

◆長万部長愛会へ

・三浦 祐真(元町) 100,000円
〈香典返しに替えて〉

・長万部大正琴サークル 10,000円
〈一般寄付金として〉

相 談

■年金相談

厚生年金・国民年金等の相談

▶日時 8月6日(火)・9月3日(火)

①10:30～12:00 ②13:00～15:30

▶場所 役場2階会議室

※3日前までに町民課戸籍医療年金係に要予約(☎2-2453)

※枠に限りがございますので、ご了承願います。

※相談月の2ヶ月前から予約を受け付けております。(元年10月分の事務相談は8月から予約受付開始)

■身体障がい者相談

身体障がいのある方の悩み相談

▶日時 8月6日(火)13:30～15:30

▶場所 役場1階相談室

◎身体障がい者相談員

菅野 文夫(高砂町)

■行政相談

身近な話題で、行政にご要望はありませんか？

▶日時 8月8日(木)13:00～15:00

▶場所 役場2階小会議室

◎行政相談委員

山中 克子(大浜)

■人権相談

人権問題・家庭問題などの悩みはありませんか？

法務大臣より委嘱を受けた人権擁護委員が随時ご相談に応じています。

◎人権擁護委員

井上 正範(大町)

石垣 聖子(大浜)

小野 雄二(陣屋町)

◎みんなの人権110番

(全国共通人権相談ダイヤル)

(☎0570-003-110)

＝人権擁護委員の紹介＝

7月1日付けで、井上正範(いのうえまさのり)さんが法務大臣から人権擁護委員として再委嘱発令(5期目)されました。皆さんよろしく願います。



■登記・法律無料相談

毎月1回、無料相談を開設しています。

▶日時 8月15日(木)13:00～15:00

▶場所 役場会議室

◎相談員

井上正範司法書士(長万部町)

【お問い合わせ先】

税務課 (☎2-2452)

■8月の運転免許証更新時講習

【長万部町】
8月15日(木)優良講習のみ(18:30～)
【八雲町】
8月14日(水)優良講習(13:00～)
違反講習(14:15～)
8月15日(木)一般講習(13:00～)
初回講習(14:45～)

▶ご注意

長万部町で講習を受ける場合は、必ず事前に八雲警察署で手続きを行ってください。

■ガス・上下水道の検針日

8月の水道・ガス・下水道の検針日は、次のとおりです。

15日(木) 16日(金)
19日(月) 20日(火)

区分	基本料金
	調整単位料金(m ³)
A群0～13m ³	1,050円 383円18銭
B群14～57m ³	1,700円 329円08銭
C群58m ³ 以上	4,500円 277円88銭

■老人福祉センター休館日

8/1(木)・8/8(木)
8/15(木)・8/22(木)・8/29(木)

■災害義援金募集のお知らせ

みなさまのご支援をお願いします!

◎東日本大震災義援金

受付期間:令和2年3月31日まで
3,568,972円(7/22現在)

◎平成28年熊本地震災害義援金

受付期間:令和2年3月31日まで
599,834円(7/22現在)

◎九州北部地方大雨災害義援金

(平成29年7月5日から大雨災害)
受付期間:令和2年3月31日まで
85,331円(7/22現在)

◎平成30年7月豪雨災害義援金

受付期間:令和2年6月30日まで
77,439円(7/22現在)

◎平成30年北海道胆振東部地震災害義援金

受付期間:令和元年9月30日まで
174,425円(7/22現在)

※上記の各義援金の金額は窓口及び募金箱の合計金額です。

◎受付窓口 保健福祉課 ☎2-2454
(日本赤十字社長万部町分区)

■今月の納期(町税)

道・町民税 第2期
国民健康保険税 第3期
介護保険料 第2期
後期高齢者医療保険料 第2期

▶納期限 9月2日◀

町税や保険料の納付は便利な口座振替の利用をおすすめします

■原爆犠牲者に黙とうを

広島に恐ろしい原爆が投下されてから74年目になります。

原爆犠牲者のご冥福をお祈りし、追悼のサイレンを次の日時に鳴らしますので、1分間の黙とうを捧げましょう。

《サイレン吹鳴日時》

8月6日(火) 8:15より1分間
※火災と間違わないようご注意ください。

■第3回おしま農業のお仕事フェア開催

渡島総合振興局では、農業に目を向けてもらうことを目的に、管内市町村等による就農相談や地域農業に関する情報提供するイベントを次の日程で開催します。

農業に興味がある方、パートを探している方などお話だけでもしてみませんか?

▶フェア内容

就農相談やパネル展示、従業員募集情報など

▶日時 8月31日(土)13:00～16:00

▶場所 シエスタハコダテ4階Gスクエア(函館市本町24番1号)

▶ブース 函館市、北斗市、知内町、森町、八雲町、長万部町 等

▶参加料 無料

【お問い合わせ先】

渡島総合振興局農務課
(☎0138-47-9492)

■なくそう!望まない受動喫煙 ～マナーからルールへ～

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。法改正によってほとんどの施設が原則屋内禁煙になり、たばこを吸わない方が受動喫煙に合う機会は大きく減少すると考えられます。今後も、健康への影響が大きい、子どもや患者の方に特に配慮し、より一層の健康リスクの低減を実現する社会へ向けた整備が進められます。

学校や医療機関などが原則敷地内禁煙となります。(2019年7月から)

学校、医療機関、児童福祉施設等及び行政機関の庁舎(第一種施設)が原則敷地内禁煙(屋内禁煙も不可)となります。ただし、こうした施設の屋外には、必要な措置が取られた場所に限り、喫煙場所の設置ができます。

【お問い合わせ先】

北海道八雲保健所企画総務課企画係
(☎0137-63-2168)
(FAX0137-63-2169)

■ゴミ収集時間変更のお知らせ

お祭りやお盆期間中は、交通渋滞が予想されます。

ゴミの収集時間を次のとおり変更しますので、ご協力をお願いします。

▶収集時間の変更期間

8月12日(月)～8月16日(金)

※土・日曜日は収集しません。

▶ゴミ出し時間

午前7時までに出してください。

★ゴミを出す時の注意

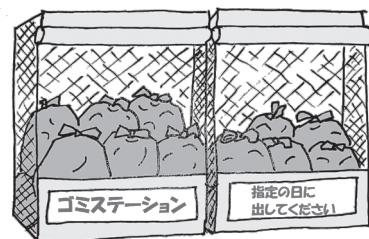
▶ゴミは指定区分ごとに必ず分別して出しましょう。

▶町指定のゴミ袋以外でゴミを出した場合や、分別がなされていないゴミ袋は収集しません。

▶生ゴミは、水切を行い、カラスやキツネに散乱されないよう、ポリ容器等に入れて出しましょう。

▶ゴミは、指定されたゴミステーションに出しましょう。

▶ゴミの不法投棄や野焼きは、法律で禁止されています。罰則は5年以下の懲役、1千万円以下の罰金またはこの併科(法人の場合は3億円以下の罰金)になります。



＝混ぜればゴミ分ければ資源＝
資源ゴミへの分別と生ゴミの水切りで、ゴミ減量化のご協力をお願いします。

夏場を迎えると、飲料水の消費量が増え、缶やビン、ペットボトルのゴミが多くなります。分別へのご協力をお願いいたします。

特にペットボトルに関しては、キャップとラベルを外して出すようにしてください。

【お問い合わせ先】

町民課生活環境係
(☎2-2453)

■北方領土返還要求署名 コーナー設置

北方領土返還要求運動強調月間には、役場1階ロビーに北方領土返還要求署名コーナーを設置してありますので、役場へお越しの際は、ぜひ署名をお願いいたします。

《運動強調月間》

8月1日～8月31日

【お問い合わせ先】

まちづくり推進課
(☎2-2450)